改正後

（観光部に置く課等）
第二十四条　観光部に、次に掲げる課を置く。
観光企画課
国際観光課
観光地域振興課
2　前項に掲げる課のほか、北海道運輸局及び近畿運輸局の観光部に、それぞれ観光戦略推進官一人を置く。
（観光企画課の所掌事務）
第二十五条　観光企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
（削る）

（観光戦略推進官）
第二十八条　地域における観光の振興を図るための戦略に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
（自動車監査官の職務）
第五十二条　自動車監査官は、命を受けて、第五十条第一項各号に掲げる事務を分掌する。
2・3　（略）
4　第二項に規定するもののほか、関東運輸局にあっては、自動車監査官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を次席自動車監査官とする。
5　次席自動車監査官は、自動車監査官の所掌に属する事務の統括に関し、首席自動車監査官を補佐する。
（海事振興部に置く課等）
第六十二条　海事振興部に、次に掲げる課を置く。
旅客課（北海道運輸局、東北運輸局及び四国運輸局を除く。）
旅客・船舶産業課（北海道運輸局に限る。）
海事産業課（東北運輸局に限る。）
海運・港運課（四国運輸局に限る。）
貨物・港運課（北海道運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び中国運輸局に限る。）
貨物課（関東運輸局及び九州運輸局に限る。）
港運課（関東運輸局及び九州運輸局に限る。）
船舶産業課（北海道運輸局及び東北運輸局を除く。）
船員労政課
2　（略）
（海運・港運課の所掌事務）
第六十五条の二　海運・港運課は次に掲げる事務をつかさどる。
一　第六十三条第一号に掲げる事務
二　船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
三　水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。

改正前

（観光部に置く課）
第二十四条　観光部に、次に掲げる課を置く。
観光企画課
国際観光課
観光地域振興課（四国運輸局を除く。）
（新設）

（観光企画課の所掌事務）
第二十五条　観光企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
2　四国運輸局の観光企画課は、前項各号に掲げる事務のほか、第二十七条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

第二十八条　削除

（自動車監査官の職務）
第五十二条　自動車監査官は、命を受けて、第五十条第一項各号に掲げる事務を分掌する。
2・3　（略）
（新設）

（海事振興部に置く課等）
第六十二条　海事振興部に、次に掲げる課を置く。
旅客課（北海道運輸局及び東北運輸局を除く。）
旅客・船舶産業課（北海道運輸局に限る。）
海事産業課（東北運輸局に限る。）
貨物・港運課（北海道運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局及び四国運輸局に限る。）
貨物課（関東運輸局及び九州運輸局に限る。）
港運課（関東運輸局及び九州運輸局に限る。）
船舶産業課（北海道運輸局及び東北運輸局を除く。）
船員労政課
2　（略）
（新設）